標題

海上漂流者回収に関する計画及び手順書 (SOLAS 条約第 III 章関連)について



No. TEC-0985 発行日 2014年5月23日

各位

ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0965(2013 年 9 月 30 日付)にてお知らせ致しましたとおり、2012 年 11 月の MSC91 において採択された SOLAS 条約 III 章第 17-1 規則により、国際航海に従事するすべての船舶について、「海上漂流者回収に関する計画及び手順書」を備え付けることが規定されました。その取り扱いについて、以下の通りお知らせ致します。

1. 適用対象船舶

国際航海に従事するすべての船舶(ロールオン・ロールオフ旅客船を除く旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船)に適用されます。

(ロールオン・ロールオフ旅客船は、SOLAS条約 III 章第26.4 規則により救助手段が要求されており、これにより III 章第17-1 規則を満たすとみなされます。)

2. 海上漂流者回収に関する計画及び手順書の内容について 当該手順書の作成を容易にするため、弊会は、関連業界のご協力を得て、同手順書の雛形を 作成致しました。

なお、この雛形は、以下の弊会ホームページからダウンロードできます。

(https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/solas/solas_treaty/faq/)

3. 確認検査について

以下の検査時に、弊会検査員が前 2.の海上漂流者回収に関する計画及び手順書が船上に備え付けられていることを確認致します。

- (1) 2014年7月1日以降に建造開始(起工)される新造船: 登録検査時
- (2) 2014 年 7 月 1 日前に建造開始(起工)された現存船: 同日以降の最初の中間検査又は更新検査のいずれか早い方の検査まで

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[条約要件一般に関するお問合せ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020 Fax: 03-5226-2057 E-mail: eqd@classnk.or.jp

[リスクアセスメントに関するお問合せ]

本部 管理センター 安全管理システム部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2173 Fax: 03-5226-2174 E-mail: smd@classnk.or.jp

[検査に関するお問合せ]

本部 管理センター 検査本部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029 E-mail: svd@classnk.or.jp